

令和6年度指定管理者監査結果報告に対する措置状況

対象団体名： 社会福祉法人療育・自立センター
(あかつき・ひばり園等(5施設) 指定管理者)

所 管 課： こども部 子育て支援課

(1) 指定管理者 社会福祉法人療育・自立センター に対する指摘

No	指 摘 事 項	措 置
1	ア 雑収入の収納手続について	
	雑収入の収納手続について、収入承認に関する書類が作成されておらず、理事長の決裁を受けていなかったため、社会福祉法人療育・自立センター経理規程（以下「経理規程」という。）第24条第1項の規定に基づき適切に対応されたい。	令和7年4月から指定管理者となっている法人の事務担当者が毎月月末で雑収入を集計し、翌月初旬に雑収入を行う理事長決裁を受ける運用となっていることを確認しました。
2	イ 支払の手続について	
	定例的な光熱水費、金融機関口座からの自動引落等支出の手続きについて、理事長の決裁を受けていなかったため、経理規程第27条第1項の規定に基づき適切に対応されたい。	令和7年4月から次の運用となっていることを確認しました。 ・指定管理者となっている法人の事務担当者が、各年度初めに当該年度の支払い方法である自動引き落としでの事務処理を実施する旨を理事長で決裁を取る。 ・その後、当該事務担当者が毎月の支払い分の請求書を基に自動引落としのための理事長決裁を取る。

令和 6 年度指定管理者監査結果報告に対する措置状況

対象団体名： 社会福祉法人療育・自立センター
（あかつき・ひばり園等（5施設）指定管理者）

所 管 課： こども部 子育て支援課

(2) 子育て支援課に対する指摘

N o	指 摘 事 項	措 置
1	ア 指定管理者を指定したことの告示について	
	寝屋川市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第 7 条第 2 項の規定に基づき、指定管理者の指定を行ったときは、速やかに、その旨を告示されたい。	次回の指定管理者の指定に関する事務が適切に行えるよう、事務手続に係るマニュアル（事務フロー）に告示等の事務手続を追記するとともに、部内全課においても同事例の発生を防止するため事務の再点検を行いました。